

児童ポルノ排除対策公開シンポジウム
テーマ：児童を性的搾取の被害から守るために
平成 28 年 11 月 22 日

パネルディスカッション

「子どもの性の商品化：最近の全国調査の結果及び相談窓口の現状」

特定非営利活動法人人身取引被害者サポートセンター ライトハウス 代表 藤原 志帆子

平成28年11月22日（火）
第7回 平成28年度児童ポルノ排除対策公開シンポジウム

子どもの性の商品化 最近の全国調査の結果及び、相談窓口の現状

特定非営利活動法人
人身取引被害者サポートセンター ライトハウス
代表 藤原志帆子
< ホームページ : <http://lhj.jp> >



NPO法人ライトハウスの藤原です。私達の団体は12年目の団体です。私達は児童ポルノや児童買春だけでなく、人身取引、人身売買と呼ばれるような性の商品化、性的搾取の中でも子どもに限らず、男性女性が性ビジネスの中で搾取されている現状をなくすために相談窓口を設けている団体です。私達のほうからは、私達がやらせていただいた厚労省の児童相談所における、児童ポルノ・買春被害児童の対応状況の調査から見えてきたものを共有させていただきたいと思います。

日本の性的搾取について

【売春・アダルトビデオ(AV)出演の強要】

脅しや暴力、騙しなどの手段により、性風俗産業（店舗型・無店舗型ともに）での従事やAV出演を強要する。

【児童買春】

JKビジネスはじめ、女子高生を売りにしたサービスの多様化等。表向きは健全を謳っているが、買春被害の温床となっている可能性が高い。

【児童ポルノ】

子どもへの性的虐待の映像や画像。日本は99年に「児童ポルノ禁止法」が制定されるまで、世界に向けて「児童ポルノ」を供給していた。「着エロ」も代表的な児童ポルノの一例

【虐待・育児放棄・その他】

本人の責に帰さない理由で家にいられない若者が、管理売春に組み込まれる危険が非常に高い。皮肉なことに、性風俗産業などが行き場のない子ども・若者のセーフティネットとなってしまうている。



性的搾取というとき私たちは、日本の法律のいう児童買春・ポルノという定義よりも、もう少し広く捉えているところがあります。例えばアダルトビデオへの出演の強要というのも実は未成年にも起こっていて、こちらも性的搾取と考えています。今、アダルトビデオ・AVに無理やり出演させられたという相談がすごく多くてですね、こういったものも性的搾取であると考えますし、児童ポルノの中には、着エロと呼ばれる、ジュニアアイドルと呼ばれるようなかなり小さな水着や下着を着せられた男の子や女の子の写真集やビデオみたいなものも、海外では厳しく取り締まられていることもあって、こういったものも児童ポルノとして捉えてほしいということで、ずっと提言させてもらっています。まだ日本ではこれは児童ポルノとなっていないと思います。虐待や育児放棄、様々な家庭内や学校内でのいろんな要素も性的搾取を引き起こします。今、貧困ということもありますけども、性風俗産業やこの性のビジネスが行き場のない子どもや若者のセーフティネットとなってしまう部分もありますので、こういったところも性的搾取をなくすための大きな理由の一つとして捉えています。

「児童相談所における児童買春、児童ポルノ被害児童への対応状況に関する研究」(2016年3月)

- 児童買春・児童ポルノ問題(性ビジネス)の初の全国実態調査(調査対象期間:2015年上半期中)
- 全国の児童福祉司の児童ポルノ・児童買春案件への対応を調査・集計(回収率78.3%、2,934人)
- 児童買春、児童ポルノ被害を含む事例の把握数:
266件(うち142件が警察経由)



- 2015年度の児童買春・児童ポルノ禁止法による送致件数:
2,666件(児童虐待及び福祉犯の検挙状況(平成27年1~12月)警察庁)

今回の調査ですけれども、私達は初の児童の性的搾取被害の全国調査だと考えています。今年の3月に終えた調査ですが、全国の都道府県にある児童相談所の児童福祉司の皆さんに、対応について調査をさせてもらいました。調査は全体像のどれくらいを占めているかということ、先ほどの、警察庁の小西様の統計から出てくるものと比べて見るとよくわかります。警察庁が去年、2,666件の検挙をしたと思うんですけども、その統計と比べても、私達のこの調査では、警察経由は142件という形で、全体像を見るには十分ではないと思います。しかし、そこから分かることをぜひ共有したいと思います。

一つ、この調査で出てきて、興味深かったのは、今回の児童相談所に対する調査は、特に深刻な環境にいる子どもたちの様子が際立って明らかになる調査だったということです。家庭環境がとても大変であったり、既に児童相談所と関わりがあるような家庭の子が、児童買春ポルノに遭っている被害がとても多い傾向にあります。なので、警察庁の統計だと、自画撮りの被害ってすごく多かったと思います。先ほどのご報告からも、被害の半分近くがそうだったと思うんですけども、この児童相談所のこの調査から見えてくるものは、ほとんどが他人から撮影された被害です。被害度の高さというか、深刻さといったら、今回の私達の調査は、少し、そういった意味で全体像として見るには、まだ調査としては浅いかなと思っております。

1) 被害対応時の困難から（全国調査より）

児童買春・児童ポルノ被害問題に対応するうえで、困難を感じたこと（複数回答）	実数
保護者が問題に向き合わない	72
その他（被害意識がない、加害者に愛情を持っている 等）	59
児童本人に十分な判断能力がなく、事態を把握できない	58
児童を被害者として対応するか指導対象として対応するかという混乱が生じる	56
児童本人が問題行動であると認識し、被害について語らない	46
問題が発覚することで保護者から見捨てられる不安が児童を持つ	33
保護者や家族の間で意見が合わない	29
児童本人が加害側との関係不和を恐れて被害について語らない	26
児童から被害を聞き取る適切な方法がわからない	24
保護者が被害を	23
問題が発覚すると	18
困難を感じたこ	11
わからない	10
無回答	10
何を児童買春被	7
児童福祉司自身	6

援助交際・JKビジネス・児童ポルノも
 全て性的搾取・児童は犯罪の被害者
 児童・養育者だけでなく
 社会全体への意識啓発を

詳しくはウェブサイトで公開している調査データを見ていただけたらと思うのですが、そこから見てきたものをお話させていただきますと、被害対応時の児童相談所の職員の皆さんの困難、何を困難かと聞いたところ、このようなものがトップ5に入ってきています。赤字にしている部分です。

「保護者が問題に向き合わない」というのは、多分、児童相談所特有の問題意識だと思います。「その他」と選んだ人が2番目に多いのですが、加害者に愛情を持っている、被害意識がない、という形で、性教育などを受けてこなかったことや家庭環境というところがその背景に大きく影響しているのではないかなと思っています。1位のこの、保護者が向き合わないっていうのも、家庭以外でのアウトリーチや性教育や教育っていうのが本当に有効ではないかなと考えています。

ここで言えるのが、援助交際やJKビジネス、児童ポルノというのも、やはり児童は犯罪の被害者であるっていうコンセンサスを社会全体でまだ持っていないのではないかなと思っています。こういったものを持つだけでもやはり、現場で一番最初に被害児童に気付く人間がもっと増えるのではないかなと思います。保護者でもそうですね、児童、養育者もそうですし、社会全体の意識啓発が必要かなと考えています。

2) 必要な社会資源とは（全国調査より）

対応時に必要と考えられる社会資源（複数回答）	実数
性被害を受けた児童のためのカウンセリング（性教育含む）	161
児童買春・児童ポルノ被害に関する身近な相談機関	96
性被害に対応できるクリニック	89
児童買春・児童ポルノ被害対応ガイドライン	76
児童ポルノ流出後、画像消去する協力機関	49
法的に定められたシェルター	33
妊娠した児童を一時保護できる協力機関	32
その他	17
わからない	13
無回答	9
必要と考える社会資源がない	4

性的搾取被害の支援ができる
機関が求められている

必要な社会資源は何か、という質問に、多くの児童相談所の皆さんは、本当にいろんな団体や機関と一緒に連携していかないとこの子達は守れないと答えてくださいました。アンケート調査で一番多かったのが、60%が必要と答えているのが、性被害を受けた児童のためのカウンセリング（性教育も含む）というものです。性被害を受け止めることができる、そういう相談機関、専門機関や、性教育や権利教育ができる、そういった所と連携したい、もしくは児童相談所内でそういう機能があればいいと答えてくださった方もいました。

やはり児童のための専門的な支援ができる機関というのはまだまだ少ないですし、性教育との支援というものはやはり現在の児童相談所の域を超えていると思うので、児相だけがやるのかというと違うと思うんですね。ですので、性的搾取被害の専門の支援、性暴力、プラス山本先生が言ってくださったような性的搾取、性ビジネスに巻き込まれた子どもが、生涯ずっと受けられるようなケアが一番求められているのではないかなと思います。

3) 児童相談所が行った支援とは（全国調査より）

- 性的搾取被害にあった児童へ児童相談所が行った支援
一時保護・一時保護委託が**55.3%**

虐待相談件数全体の一時保護件数の割合が**21.0%**
(2013年度)であるから、高い比率で一時保護支援が行われている。

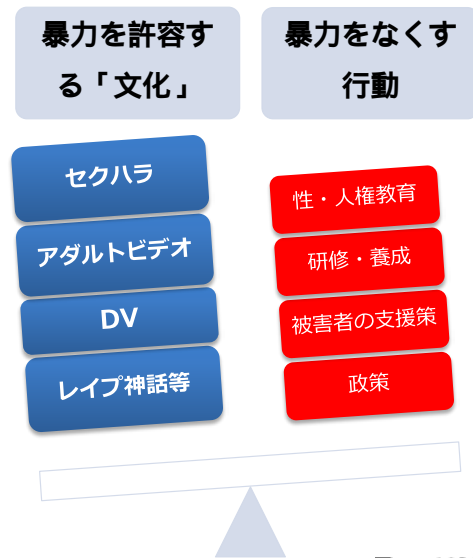


ここでも、被害児童への支援体制が
求められている

最後にこの調査でもうひとつ際立って出てきたのが、児童相談所が行った支援の中での一時保護の割合です。一時保護、被害を受けた家庭環境や、地域から一回離すという、一時保護や一時保護委託が55%ってかなり高いんですね。普通の虐待相談件数全体が21%ですから、倍以上の高い比率で一時保護、支援が行われています。ここでも被害児童への支援体制が、今一番求められているのではないかと思います。

こちらの報告書でも書かせてもらったのですが、海外の、韓国もそうですね。海外の欧米の諸国では性ビジネスや、買春や、児童ポルノ被害に遭った子ども達のための、専門の回復サポートプログラムが10年ぐらい前から少しずつ試行錯誤で生まれていて、こういったものを参考に、私達の国でもやっていったらいいのではないかと提言させてもらいました。

次のステップは



- エビデンスベースの調査を行い効果のある政策を
 - 例：秋田県の人口妊娠中絶率の減少に至った取組
- 社会啓発
 - メディアを利用した例：米国TV「To Catch a Predator」による、児童性虐待者に関する啓発
 - 恐れや不安を掻き立てるのではなく、結果として児童・保護者がエンパワーされるように
 - 例：CAP（暴力予防プログラム）等
- 性的搾取を許容する風潮をなくす政策に転換
 - 世界一厳しい性的搾取を撲滅するための法律を日本に！

次のステップというのを、私達、被害児童と関わるNPOの立場から考えてみました。この皆さんの多くは専門家でいらっしゃる方が多いと思いますし、一般市民の方もいらっしゃるかもしれませんが、子どもに関わる方が多いと思います。しかし、この部屋を一步出ると日本社会というのはこういった子どもに対する暴力を容認している文化の中にどっぷり浸かっていると思うんですね。

アダルトビデオもそうです。子ども達は今、これをすごく簡単に見れる環境でもあります。またセクハラ問題も今たくさん取りざたされています。DV、レイプシーンは最近も慶応大学の事件を始め、大学内でのたくさん問題も明らかになってきていますけれども、このような意識を植え付けてしまうような暴力的な情報に対抗する行動が今必要ではないかと思います。

今回の調査からもちょっとだけ明らかになったと思うんですけども、やっぱり被害体制が本当に必要とされています。こういったようなエビデンス、しっかりと証拠があるような、こういうベースの調査をこれからもっと国としても民間としてもやっていくべきではないかなと思います。今回の調査を含め、被害後の児童をこれからどのような回復が求められているのか、どのようなトラウマがあったのか、どのような人生をこれから送るのか、そういったところまでの調査をこれからしていきたいと思います。そしてしっかりと調査をして効果があったものを政策に生かすような、エビデンスのある政策として例を挙げてみますと、秋田県の人工妊娠中絶件数の現象の件があります。秋田県、2000年ぐらいまで10代の人工妊娠中絶が全国平均よりかなり高かったんですけども、これを挽回すべく2000年ごろからですね、まずは高校に、それから4年後は中学校3年生を対象にして、命の大切さとか、性感染症、避妊、妊娠中絶など学校ごとに実態に即した性教育をしていったところ、それから数年で、全国で一番妊娠中絶が少なくなっていったんですね。こういうような取り組みっていうのはしっかりとした背

景がありまして、政策に生かせやすいと思うんですね。

あともうひとつ私達が常に考えているのは、児童ポルノや児童買春といったときに、あまり想像ができない方が多いと思うのです。どこまでこういった問題が深刻なのか、社会の一人ひとりが想像できるところまでまだいっていないと思うんですね。社会啓発の意味でもひとつの例を挙げてみますと、アメリカでは性的搾取、児童の性を利用する人間がいるんだってというものを、ものすごく社会のコンセンサスを取るために大きく貢献したテレビ番組があります。それ今でも放映されているロングセラーの番組ですけれども、「To Catch a Predator」という児童性虐待者に関するおとり捜査みたいなものをする番組です。おとり捜査に関しては賛否両論あると思うんですけども、これのおかげでかなり子どもを利用することは許せないというような、そういうことだけでなく、こんなにも身近に子ども達の周りに怖い畏があるんだってということを、多くの方達が自分ごとに考えてくれるというような効果もあったそうです。


こういう恐れだとか、不安をかき立てるようなやり方もありますが、結果として問題がしっかりと認知され、それぞれの政策や地域ごとの取り組みに生かせるようなことにつながっています。不安を掻き立てずに子ども達に主税をつけ被害をなくす方法として、日本全国で展開されているCAPプログラムというのがありますよね。ここにも多分CAPのスペシャリストの方来てくださっているかもしれませんが、子ども達の力をエンパワーする。子ども達のほうで嫌という方法を身につけ、どういう人に相談したらいいかっていうのを事前に身につけるといようなプログラムですが、小学校だけでなく、幼稚園、保育園からやっている自治体もありますよね。最近のリベンジポルノだとかそういった新しいタイプの性的搾取にも対応できるようなプログラムをやっている所もありますが、そういった地域のCAPのグループと一緒にやっていくのもいいのではないかと思います。子ども達自身がエンパワーされるような、そういう教育や、権利の教育ができたらいいいのではないかなと思います。日本は、児童ポルノや買春の法律を作るのが、一番先進国の中でも遅かったはずですが、それもいろいろな海外の批判があったからだと思うのですけれども、今こそやっぱり性的搾取を強要するこういう風潮を日本からなくしていくべく、世界一厳しい性的搾取をなくす法律や、そういう社会の機運を高めていっていったらと思います。私は、もっと踏み込んだ法体制が必要ではないかと常々思っています。

なぜかという、もう既に社会の中で、子どもの性をこれだけ傷付けていいんだというような、そういうメッセージがメディアや性商品として溢れてしまっているからだと思います。JKビジネスや未成年アイドルの着エロが法規制をくぐって生まれ、それをもぐらたたきのように法的に規制しなければいけないというのは結構悲しいことだと思います。海外では社会の中で、地下に潜った形ではなく堂々と子どもの性を売るビジネスは存在しないと思います。そんな風潮すらまだ芽生えていないというか・・・しっかりとこういったものをなくしていこうというような、国の姿勢を子ども達に見せるべきではないかなと思います。

少し、ライトハウスという所ではなくて自分自身の言いたいことになってしまったことが多いのですが、これで調査の内容の簡単な結果報告と、そこから見える私からの提案みたいなものをさせていただきました。どうもありがとうございました。

児童ポルノ排除対策公開シンポジウム
テーマ：児童を性的搾取の被害から守るために
平成 28 年 11 月 22 日

パネルディスカッション
「子どもへの性暴力」～発見と回復～
社会福祉法人児童愛護会 児童養護施設 一宮学園 副施設長 山口 修平



**児童ポルノ排除対策
公開シンポジウム**
主催：内閣府・警察庁

テーマ：「児童を性的搾取の被害から守るために」

パネリスト
「子どもへの性暴力」～発見と回復～

社会福祉法人 児童愛護会
児童養護施設 一宮学園(千葉県)
山口 修平

皆さまはじめまして。私は児童養護施設一宮学園に勤務しております山口修平と申します。児童養護施設は、全国に約 600 ヶ所あります。そこで約 3 万人の子どもが生活しています。入所の背景には、様々な家庭や社会の事情によって、親子分離を余儀なくされた子どもです。既になんらかの被害を受けた子ども達が生活しています。



児童保護システム

n これまでの分離体験

離婚の影響・・・好きな父、好きな母が
雰囲気・転居・転校・地域からの分離
離婚・再婚の繰り返しケース・・・~~夫婦~~・~~彼氏彼女~~

n 入所措置の影響

ある日、突然の出来事・・・児童相談所・警察等の介入
→ 予期せぬ出来事。(何が起こったのか?)
システムのわからない不安 一時保護・入所

n これからの生活(施設入所)

大人が決定した生活の場・・・~~新たな土地~~・~~幼馴染~~・~~知っている大人~~
転校生・集団生活 同時に始まる

我が国における児童保護システムによって入所措置された子どもの背景についてご紹介します。はじめに「分離体験」についてです。入所児童は、これまで様々な分離体験を経験しています。その一つに「離婚」があります。大人の都合により、好きなお父さん・好きなお母さんの一方との関係にピリオドを打ち、もう一方との生活になることです。これは子どもにとって大きな分離や喪失体験です。具体的には雰囲気からの分離を伴います。例えば、父子家庭となり母との分離により、母のカレーの味を失う・夕方に台所に立つ母の後ろ姿を失う・転居や転校を伴うこともあり、幼馴染や地域との分離を経験します。大人の都合により、子どもに振りかかる大きな分離体験です。

入所しているすべての子どもが、「離婚」による分離体験をしているわけではありません。中にはDVの環境下にあったが、離婚により加害者である父から分離となり、前向きに「離婚」を捉えている子どももいます。また、親の離婚・再婚を繰り返し経験している子どもも少なくありません。このことは夫婦の関係性の中で育つということではなく、父とその彼女・母とその彼氏、いわゆる彼氏・彼女の関係性の中にさらされていることとなります。そのような中で、他の要因とも重なり家庭内での性的場面の目撃を経験している子どもがいます。いくつかの児童養護施設で調査したことがありますが約4割の児童が性的な被害(目撃を含む)を経験しています。これらの被害体験が「性的虐待」としてカウントされていない現状があります。

次に「入所措置の影響」です。子どもにとってみれば、ある日突然の保護、家庭との分離になります。まず、今日ご参加の皆さまも、「通告義務」があります。虐待又は疑わしき行為を発見した場合や養育に関して心配な家庭があった場合、児童相談所に通告する義務があります。通告を受けた児童相談所は、48時間以内に子どもの安全を確認します。状況によって、子どもを児童相談所に一時保護しま

す。

そして子どもや家庭の状況について診断・調査します。社会診断とは親の就労・経済状況・親族関係・就学状況など。心理診断とは心の状態(トラウマなど)や発達の状況を診断します。医学診断とは医師の立場から診て発育、栄養状況、ネグレクトに関連して歯の状況、また親の説明と子どもの傷跡が一致するか?など虐待の状況について診断します。一時保護所では「行動観察」をします。保護所内での子どもの言動を観察します。具体的には、職員や他児童との対人関係の取り方や入眠・睡眠・摂食・生活のスキルなど観察します。

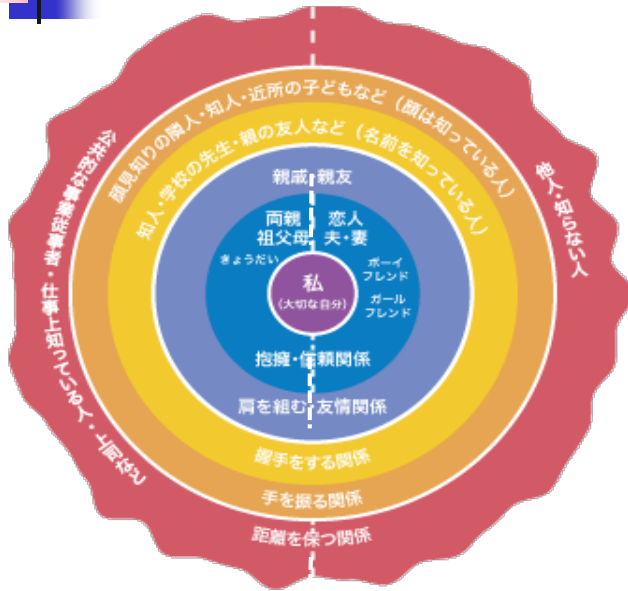
これらの診断・調査を経て、その結果について措置会議で検討し、最終的に家庭との分離を決定して施設に入所してきます。初動に児童相談所が関りを持った児童の内 10%に満たない割合の子どもが施設入所となります。

ですから私が児童養護施設で接している児童は、虐待の世界の中でもかなり重篤な子ども達が生活をしていることとなります。今日は「トラウマ」がテーマではありませんので、詳しいお話はできませんが、解離、パニック、不眠、自傷行為、不登校などの症状が見られる子どもがいます。

これまで我が国における児童保護システム(虐待対応の流れ)について紹介しました。私がこのシステムを知ったのは大学2年生の時でした。当園では多くの実習生を受け入れています。将来、「子ども」に関するお仕事に就きたいという学生が来ます。そのような学生であっても、このシステムを知ったのは、大学短大専門学校で学んで知ったとのこと。システムを知った(学んだ)段階で期限切れです。私達にも児童期があり、過去にこの日本の児童保護システムを使う権利の主体者でありました。我が国では、「子ども自身が日本の児童保護システムを知らない」、このあたりに、私は問題があると感じています。

児童相談所は「相談所」です。子どもが自分の相談したことが、どのようなシステムに乗っかり扱われるかが分からないところに相談はしません。これは子どものいる現場で勤務している職員として、発信したいことです。施設入所は「措置」です。大人が決定した場所に入所を余儀なくされた子どもです。私は千葉県の九十九里浜の近くにある一宮学園から来ました。千葉県と東京都からも措置を受けています。都内から車に揺られて2時間も経てば、水平線、地平線の見える田舎に子どもは降り立ってきます(入所です)。そこには知っている人は一人もいません。親戚も幼馴染も。そして翌日から一宮小学校や一宮中学校に転入生として迎え入れられます。そして初めての施設での集団生活です。これが「一気に同時に始まる」のが、我が国における児童保護、そして施設入所のシステムということです。入所している児童の背景をお伝えしたくてこのスライドを作りました。

関係性について(虐待とは)



リアライズ横浜HPより

発達

中心(私)から外に向かって、層が作られる
 社会的微笑・共同注視・人見知り・愛着関係と自立・自決・社会参加

関係性(他者との)

外から中心に向かって、関係・距離の近づき
 互いの同意が大原則!! (層を越える)

接触レベル

プライベートゾーン 抱擁 肩を組む 握手
 手を握る 距離を保つ

対話レベル

秘密 秘密以外なんでも知っている(話さなくても知っている) 相談する 会話する 挨拶・会釈する 話さない・用件のみ伝える

虐待 私の体・時間・場所・物への侵入

次は時間の都合により簡単に説明します。「虐待を受ける」とは?

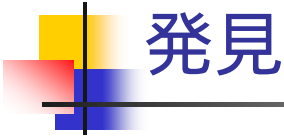
真ん中に「私」という円があります。まず、「私」が生まれます。そうすると近い関係である同居している両親とか祖父母との関係が結ばれていきます(愛着)。そしてその結ばれた関係性・絆をベースに発達にしたがって、少しずつ外との関係が広がり(円が重なり)を帯びてきます。だんだん外に関係性の層が厚く(成長)なっていきます。

一方で、他者との「関係の深まり」については、スタートは一番外(他人との出会い)です。私は、今日お隣にいらっしゃる藤原さんとは何度か一緒に活動させていただいています。私は藤原さんに最初に出会ったときは、私にとって藤原さんは一番外の円の人(全く知らない他人)でした。だんだんと共通した時間や活動の機会を通して関係性が深まり、サークル(円)の中心に近くなっていきます。しかし、藤原さんとはまだ親友ではありませんが、全く知らない他人から知り合いへと変化してきたに過ぎません。このように、スタートは一番外からだんだんと互いの同意によって円の中心に向かって関係が深まっていくわけです。虐待はこの関係性(円)の一番核となる中心・私に対する、次の段階にいる両親や同居している祖父母、からの真ん中の円=「私」に対する侵入です。身体的虐待、心理的虐待、性的虐待、この3つの虐待は「私」への侵入の虐待です。

ネグレクトは侵入の虐待ではなく、そもそも私を取り囲むこの保護膜(私の円)は次の段階の養育者が作ってあげなくてははいけません。まだ自分で安全を担保できません。この保護膜を作っていないのがネグレクトです。

児童虐待は、関係性の基盤となる「私と養育者」、この第一の段階で、問題が生じているということです。次々に関係性が核から膨らんでいかない。要するに雪だるまがだんだん大きくなるイメージで

す。元々の粒がないということです。他人の気持ちを学ぶ前に、まずは「私」の大切な体・時間・場所・物の獲得及び再獲得に対して、児童養護施設では、治療的にアプローチすることを進めています。



発見

n 性的虐待の定義

「保護者(親権を行うもの、未成年後見人、その他の者で児童を現に監護するものや保護者以外の同居人がその監護する児童(18歳に満たないものをいう)に対しわいせつな行為をすることまたは児童をして、わいせつな行為をさせること)

n 虐待種別の中にある「性的虐待」

他の虐待と比較して主訴「性的虐待」は少ない(全体の2~5%)
一宮学園では14%・欧米では10~20%

入所後に被害開示・アセスメントにより

n 表面化

「殴られた」「食事が用意されなかった」「暴言をうけた」≠「性器触られた」
支配・被支配関係(口止め・関係性利用) 秘密化・潜在化 長期化 重篤化
外傷が見えにくい又は見えない(身体的暴力・痛みではなく心への侵入)
外からの2次被害(風評)をとまなう
(はしたない問題として・あたかも被害者に非があったかのように)

次は少し性的虐待に戻りますが、最初とばして、虐待の中にある性的虐待というところから説明します。これは全国の児童相談所の統計をみても、主訴、性的虐待で施設に入所してくる子どもは、大体多くても全虐待種別の内、5%ぐらいです。ですが当園では、14%の性的虐待を受けた子ども達が生活しています。なぜ14%かといいますと、入所後に被害開示があることや職員のアセスメントによって被害が明らかになるということです。

ひとつは、学びの機会ということで性教育を実施していますから、そのことがきっかけとなって、「それって被害だったんだ」と過去に受けた行為は「性暴力である」「性被害にあった」と知ることになります。また、職員は性的虐待を受けた子どもの特徴をつかんでいますから、日々の行動観察で性被害にあった疑いがある児童について、児童相談所に再調査を依頼します。それによって被害が明らかになることもあります。また、一例を挙げると、鳥瞰図を用いた面接を実施することもあります。私の業務は、家族関係支援を中心にやっています。入所してくると、まずその子どもが生活していた自分の住んでいた家の間取り図を描いてもらいます。それを見ながら、「どこがあなたの一番落ち着ける所？」との質問で、ベランダに丸をした子がいます。そして、あなたの一番嫌いな場所は？ との質問でお風呂場と寝室に×を付けた子どもがいます。本来、お風呂場と寝室はゆったりのんびりする所です。そこに×を付けたということ・・・このあたりは性的虐待を受けていたであろうという確率が上がるということです。このような対話の中でアセスメントしながら発見していきます。

なぜそれが必要かという、性的虐待は、困ったことがある？ と聞かれても、「実はお父さんから性器を触られる」ってことはなかなか言えません。そもそも「性」という分野は、陰部とか陰毛という言葉のように「陰」という漢字が使われます。(正しくは、性器・性毛です。) 恥ずかしいこと・おっ

びろげに話すことではないとの刷り込みにより、秘密化が進むところです。更に「暴力」という支配関係が背景にありますので、問題の潜在化が進み、発見されないまま、加害被害状況が長期化していきます。長期化することによって、行為そのものが重篤化していきます。いくつかの性的虐待の事例に介入していますが、最初から、性器から性器への挿入に至ったケースはありません。だんだん発見されないまま潜在化して、性的行為が初期の状況でSOSが出せない又は周囲が気づかない状況が続き、発見されたときには、問題が重篤化しているというケースがほとんどです。

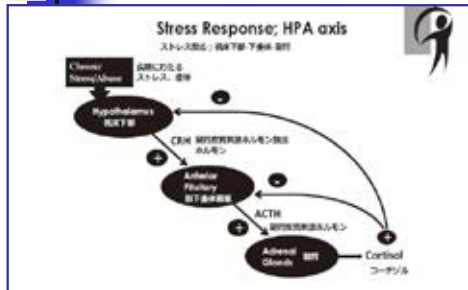


影響(こころへの)

- ・突発的・継続的な被害によるトラウマ症状の長期化
心的外傷後ストレス障害(PTSD)
単回性→「再体験症状」「過覚醒症状」
複雑性→「麻痺」「解離」
3つのF(戦うFight 逃げるFlight 固まるFreeze)
- ・「刺激による皮膚感覚」≠「気持ち」 解離状態
- ・解離(病的な心理状態であると同時に、自分の心を外界の刺激や脅威から守る自我防衛機制としての働き)
- ・バウンダリー(境界)の混乱
- ・性化行動 同性・同年齢の児童集団との関係性→異性集団へ→
→早期に性的接触→再被害(本人の意としない)

次の資料に移ります。性的虐待による心への影響について説明します。「刺激による皮膚感覚と気持ちの不一致」と書いています。これはいくつかのケースで、性的な刺激を受けて、皮膚感覚として「快」を生じている子どもがいます。しかし、性暴力は魂の殺人と言われているように、心は大きなダメージを受けています。このように、皮膚感覚として「快」を生じた自分が許せなくて、後に自分の性器に対する自傷行為がある事例もあります。また、心と体がバラバラの状況、体から心を切り離し虐待行為から自分の心を避難させるなど「解離」の症状があるケース。「バウンダリーの混乱」は、様々な侵入を小さいうちから受けていますから、他人に無差別的にべたべたと甘えたり、先ほど山本先生の話にもありました、「仲良く」と「性的な接触が混乱している」、人との距離感に混乱が生じている子どももいます。また、特に女兒によく見られますが、「性化行動」によって、同性の児童集団から疎外され、自分の居場所を異性集団に移行していきます。そこで異性からちやほやされ、その関係性の中で早い時期(小学校高学年・中学生)に性的接触に結びつくことがあります。性化行動ですから、本人は性的に求めていたわけではありませんが、周囲が性化行動について理解がなく(誤認知)、そのことによって再被害を受けるパターンの子どものもいます。

影響(からだへの)



性的虐待

持続的な・突発的な大きなストレス

副腎皮質ホルモンのバランス

コルチゾール(ストレスホルモン)
分泌のバランス

視床下部

自律神経をつかさどる機能：新陳代謝・体温調整・水分調整
消化・吸収・性機能・感情などに影響

免疫力の抑制

消化不良・吸収不良・アレルギー・動脈硬化
高血圧・低血糖・喘息・胃炎・潰瘍などのリスク

PTSD 心理的な影響



身体的な影響

その他の影響・症状

肥満 知的発達 二次成長 早産 世代間連鎖 10代での妊娠出産

資生堂社会福祉事業団 第40回海外研修報告書 参照

性的虐待は心への影響にとどまらず、体にも影響をきたすということです。これは2年前にアメリカに研修に行ったときの資料です。持続的・継続的なストレスによって、ストレスホルモン(コルチゾール)の過剰分泌によって、脳の自律神経を支える視床下部に悪影響を与えます。この視床下部は、体温調整、水分調整、消化吸収、性機能、感情の抑制などを司る重要な器官です。ストレスホルモンの過剰分泌によって、心への影響にとどまらず、身体的な影響も出るということです。今日はこのあたりは時間の都合により詳しくお話できません。



不当な扱いを受けたことへのケア

- n 暴力のない、安全で安心な生活(保護感)
- n 法的対応(刑事事件で起訴・罪名量刑・2次被害防止)
* 扱う法律: 青少年保護育成条例違反(当時1年以下の懲役) 児童福祉法違反(10年以下の懲役)
準強姦(2年以上の有期懲役)・強姦(2年以上の有期懲役)
- n 自分の「たいせつな～」の獲得及び再獲得
- n 「NO」の練習(言えたら言っていよいよ)≠相手の気持ち
- n 社会がどのようなシステムで暴力を扱うかを知る
- n 援助ではなく支援・エンパワー(強みに注目)
- n 連鎖を断ち切る出会いと学びの機会(61対39)
- n 自分のおちど・・・でなく、犯罪であるという認知(被害)
- n 犯罪・被虐が起きた社会に対する大人からの謝罪

最後までスライドを読むと分かるようにしてありますから、まとめて要点だけお伝えします。

子ども達に「NO」の練習がなかなか無いと感じています。「これ貸して」と言われたら、「いいよ」と答えることが教育として浸透しています。ですから「NO」って言う練習が必要だと思います。

「NO」は練習しないとなかなか相手に伝えられません。「困った時、相談してくださいね」と来談者中心の相談システムを整えていても、相談したことがどう扱われるかということが子どもは分かりません。また、被害を受け続けた子ども(被虐待児)は相談をする「言葉(スキル)」を持っていません。これまで相談をして、物事を解決した成功体験が少ないと感じています。

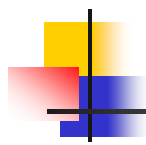


不当な扱いを受けたことへのケア

- n 問題行動に注目しても子どもは変わらない
- n 被害者になった時、十分に手当てされていない
 - 加害者になった途端、注目される
(加害行為は、止める・短く叱る・・・ 暴力防止のワーク
被害者としての手当と加害者としての注意)
- n 困った子 困ってきた子 乱暴な子 乱暴されてきた子
- n 不当な扱いを受けてきたにもかかわらず、被害者としての手当てがなかった
 - 職: 被害者としての手当の実施
謝罪(被虐の起こる社会・大人として)
 - 児: 自分の人生を見直す } **被害者としての整理**
 - 親子関係を見直す }

「被害は被害である」・「暴力を暴力である」と捉えること。このあたりも学習が必要であると思いません。

最後になりますが、これまで被害を受けたことについて、被害者として十分に扱われなかった結果、加害行為に発展し、加害者として注目をされている子ども達があります。加害の背景にはたくさんの被害体験があると感じています。「困った子」という捉え方ではなくて「困ってきた子」、「距離感がない子」ではなく「様々な侵入を受けた子」ということが言えるかも分かりません。



「私」への取り組み(インケア)

- 「私」の・・・体・時間・場所・物
 - ・生活場面で
 - 個別・具体的な取り組み
 - 「たいせつ」がキーワード
 - ・「感」覚の獲得及び再獲得
 - 快・不快、被保護感、自己肯定感、距離感、、、
 - 学習会(知識)で伝えるものではなく、生活で伝わるもの(実感)
- アセスメントと生活場面での実「感」

こんなふうに社会全体が見方を変えていかなきゃいけないと感じています。



課題 (アフターケア)

- n **悪循環**・・・高校中退 就労支援(住み込み) 離職 性売
妊娠・出産・STD・ドラッグ・DV
- n **インケアからの性教育・治療的介入**
情報への選択・「イヤ」の練習・生活ケアと専門医との連携
- n **早期に相談ができる関係**
性のトラブルは、具体的な相談機関を伝えておく
- n **これまで加害・被害体験への継続的なケア**
繋がりのある関係で、後の相談先として在り続ける
後の影響性への対応(意味づけ・結婚・妊娠を機に)

今月は児童虐待防止月間ということで、オレンジリボンを着けてきています。

アメリカでマルチディシプリナリーチームという他機関連携について学んできました。我が国にも省庁を超えた「子どもを暴力から守る」システムが必要だろうと感じています。ありがとうございました。